

株式会社颯栄工業 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

<目標 1> 育児・介護休業等に関する休暇等の制度の周知を推進する

令和 7 年 4 月～ 周知する内容の検討

令和 7 年 7 月～ 全社員に対し、両立支援制度等について周知する

<目標 2> ワークライフバランスを確保するため固定的な従業員意識を変える

令和 7 年 4 月～ 社員へのアンケート調査、検討開始

令和 7 年 7 月～ 過度の職場優先意識があれば、研修や面談の実施